

## 小笠原村教育委員会基本方針に基づく令和8年度主要施策

### I 小笠原村教育委員会の基本方針

小笠原村の教育にとって大切なことは、本村の未来を担う人材を育成することです。小笠原村教育委員会では、子供たちが変化の激しい時代の中にあっても自分らしく未来を切り拓くことのできる資質・能力を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力を十分に習得できるよう学びの環境を整えます。特に、村立学校教職員の資質・能力の向上、「小中一貫教育」を基盤とした各種教育活動の拡充や「小笠原学習」をはじめとする地域の特性や人材を活用した特色ある教育活動の一層の充実等に取り組みます。

また、村民が小笠原村で暮らしていることに誇りや喜びを感じ、豊かな心でゆとりをもって生活していくことができるよう、文化・スポーツ活動や文化財行政の充実に努めます。世界自然遺産である小笠原村の自然や歴史、伝統文化などが村民にとってかけがえのないものであるという認識の上、その保存や活用が適切に行われるよう努めます。

### II 令和8年度主要施策

#### 第1 学校教育の充実

##### 1 自ら学ぶ力の習得による学力向上

###### (1) 義務教育9年間の学びの系統性に則した学習指導の充実

- ① 「内容のまとめり」ごとの年間指導計画の作成を支援し、適切な運用及び改善に向けた指導・助言を行う。
- ② 兼務発令を生かした中学校教員による小学校の教科担任制の積極的な導入・拡充を支援し、児童・生徒の円滑な学びの一貫性を保証する。
- ③ すべての村立学校において村学力調査等各種学力調査結果の適切な分析並びに分析結果をもとにした客観的な実態把握を行い、授業改善推進プランの作成・実施により授業改善が推進できるよう指導・助言を行う。

###### (2) 個に応じた指導の充実

- ① すべての村立学校において、義務教育9年間の発達の見通しをもち、児童・生徒が自らの良さに気付く支援に取り組む。
- ② 発達の段階に応じた系統的・教科等横断的なキャリア教育の実施及び内容の充実を図る。
- ③ 児童・生徒の学習権に配慮した不登校対応の充実に向けた支援を行う。

###### (3) 健やかな体、健康で安全に生活する力を育む教育の推進

- ① 児童・生徒が望ましい生活習慣を身に付け、バランスのとれた体力の育成・向上に向けた各種教育活動の推進に取り組む。
- ② 大規模災害や予期せぬ生活上の危険に対する発達の段階に応じた危機回避能力や適切な対応力を身に付けられるよう安全教育の充実を図る。
- ③ 各校における「性に関する教育の全体計画」の適切な運用と工夫・改善による教科横断的な関連教育活動の充実に取り組む。

##### 2 新たな時代に求められる資質・能力の育成

###### (1) 世界自然遺産小笠原の価値を理解し発信できる資質・能力の育成

- ① 9年間を見通した「小笠原学習」の体系化と学習内容の精選を具現化した学習指導計画の作成・改善、適切な運用に向けた取り組みを推進する。

- ② 豊かな地域資源や地域人材を活用した小笠原学習を中心に、児童・生徒が発達の段階に応じて郷土小笠原の価値や持続可能な開発等の課題を考え、理解することができる教育活動を推進する。
- ③ 嶋谷市左衛門の巡検をはじめとする小笠原の歴史を学ぶことを通して郷土小笠原に対する愛着と発展を願う心の醸成を図る。そのために、「小笠原の歴史 発見から返還まで（ビジュアルセンター制作）」などの活用を推奨する。
- ④ 学校と地域が連携・協働した各種教育活動を支援するとともに、外部機関等を積極的に活用した郷土小笠原を広く発信する機会の創出に取り組む。

## (2) 言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力の育成

- ① 9年間の学びの系統性に則した教科等横断的な言語活動の充実に向けて指導・支援を行う。
- ② 情報活用能力育成のための全体計画の作成及び組織的・体系的な指導の実現に向けて指導・支援を行う。
- ③ 主体的・対話的で深い学びの実現のために必要な課題発見・解決能力の育成に向けて、指導・支援を行う。

## (3) グローバル社会で活躍するための資質・能力の育成

- ① 学年ごとの学習到達目標の整備による児童・生徒の到達度の適切な把握とそれに基づく指導方法の改善・充実に向けて指導・支援を行う。
- ② ALTの常駐や中学校教員による小学校高学年等への指導・学習支援の実現等指導体制の充実に向けて取り組む。
- ③ 外国語によるコミュニケーションを行うことができるよう、外部機関や校外学習等を活用した体験的な活動の充実を支援する。
- ④ 国の教育振興基本計画で示された目標値（中学校卒業段階で英語検定3級レベル相当以上を達成した中学生の割合6割以上）の達成を目指す。そのために中学校（中学校課程）2年時と3年時に各1回英語検定受験料を補助し、生徒の検定受験を推奨する。

## 3 望ましい人権感覚と道徳性の醸成

### (1) 新たな人権課題への理解促進と人権教育の充実

- ① 人権尊重の理念をすべての教員が適切に理解し授業実践に反映できるよう、人権教育に係る研修・研究等を推奨するなど人権教育に係る校内研修等の充実に向けた支援を行う。
- ② いのちの安全教育、SOSの出し方教育、性に関する教育など生命を大切にす心や他者を思いやる心を育む教育の充実に向けた指導・支援を行う。
- ③ 小笠原村いじめ防止基本方針及び各校いじめ対策基本方針の徹底について指導するとともに、いじめや不登校を早期に発見し遅滞なく対応することにより、重大事態への未然防止策が適切に実施・運用できるよう指導・支援を行う。

### (2) 道徳教育の充実

- ① 外部機関等を活用した教職員の指導力向上のための校内研修や授業研究の充実に向けた支援を行う。
- ② 学習指導要領の主旨に則した道徳教育に関する村立学校各校の資料作成、改善及び運用に関する取り組みを支援する。
- ③ 道徳地区公開講座について、小中協働による内容の充実に向けた取り組みを支援する。

## 第2 教育行政の充実

### 1 質の高い教育環境の整備

#### (1) 小中一貫教育の拡充（義務教育学校化）

- ① 「内容のまとめり」ごとの年間指導計画の作成を支援し、適切な運用及び改善に向けた指

導・助言を行う。【再掲】

- ② 兼務発令を生かした中学校教員による小学校の教科担任制の積極的な導入・拡充を支援し、児童生徒の円滑な学びの一貫性を保証する。【再掲】
- ③ 保・小・中・高における教育活動の滑らかな接続を実現するための組織間連携を強化する。

## (2) 所属教職員の資質・能力の向上

- ① 小笠原村立学校小中一貫教育推進協議会の活動を支援し、各校校内研究の一層の充実、対外的な研究発表を持続的に実施できるよう各種調査・研究を積極的に誘致する。
- ② 東京都教職員研修センター、東京都教育庁小笠原出張所等の各種外部機関との連携・協力のもとに村立学校所属教員の研修内容の充実を図る。
- ③ 教員公募制度を最大限活用して熱意と意欲並びに教育公務員として適正のある人材の安定的な確保をする。

## (3) 特別支援教育の充実

- ① 全村立学校で実施される全ての教育活動がインクルーシブ教育の主旨に則して行われるよう指導・支援を行う。
- ② 効果的な指導資料や最新の情報等をもとに指導方法の工夫・改善につなげることができるよう、他の自治体や他校種、外部機関等をまたいだ特別支援教育コーディネーター間の情報共有等を支援する。
- ③ 在籍する児童・生徒の実態に則した特別な教育課程の編成並びに適切な運用と質的向上に向けた指導及び必要な人材確保等の支援を行う。

## (4) 学校の組織力の向上

- ① 学校評価の適切な実施・分析と学校評価結果に基づく教育課程の適切な編成による「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた指導・助言を行う。
- ② 令和7年4月より義務教育学校となった母島小中学校の学校組織運営の支援を行う。また、小笠原小学校・小笠原中学校についても、新校舎の竣工を契機に円滑に義務教育学校に移行できるよう各種準備委員会の取り組みを支援する。
- ③ 働き方改革の主旨に則してライフ・ワーク・バランスに考慮した職場環境整備を進められるようスクールサポートスタッフや特別支援教育支援員など人的支援や統合型校務支援システムの導入・整備に取り組む。

## (5) 他地区と連携した事業の推進

- ① 教員研修や教育活動の質的向上を図るため東京都教育庁各局所管事業を積極的に活用する。
- ② 東京都教育庁各出張所並びに都内島しょ地区教育委員会との合同実施事業を拡充する。
- ③ 姉妹都市・友好町村及び協定締結自治体との各種連携事業の確実な実施と活動内容の充実を図る。

## 2 文化・スポーツ活動の推進

### (1) 文化活動の支援

- ① 村外から文化・芸能の専門家を招き、各行事を開催する。
- ② 父島・母島の両村民が文化を通じて交流や親睦を深められる環境づくりを支援する。

### (2) スポーツ活動の推進

- ① 高い技術をもった専門の指導者を招き、講習会等を実施する。
- ② 大会の運営及び支援、対外試合等への参加支援を行う。
- ③ 村民が気軽にスポーツに親しみ交流できる環境の整備や活動支援を行う。

### (3) 心を育てる社会教育の充実

- ① 友好都市や各種協定締結地区との児童・生徒による交流事業の継続・発展、関係機関実施事業への参加・協力について支援する。

- ② 小笠原村高校生未来の夢応援事業について、発展的かつ継続的な実施が可能な体制とするため、関係機関との連携構築に取り組む。

### 3 文化財行政の充実

#### (1) 資料等の適切な管理

- ① 小笠原村指定文化財の管理及び国・東京都指定文化財に関する事務処理を適切に行います。
- ② 所蔵資料の管理を適切に行う。

#### (2) 小笠原村の文化財指定の検証

- ① 小笠原村に散在する歴史上、学術上の価値を有するもの等の調査実施などを支援します。
- ② 小笠原村の文化財指定を検証する。

#### (3) 天然記念物の広報

- ① 小笠原村の天然記念物等の学術的価値について、それらを守り伝えようとする意識を育むための啓発活動を行う。
- ② 所蔵資料を用いた広報や各種情報提供の機会を積極的に設ける。

### 第3 その他

- ① 学習指導要領に即した学習指導、研究発表に向けた調査・研究、各種教育活動の充実に向けた支援を行う。
- ② 小笠原諸島の世界自然遺産としての価値や環境保全活動等について、村立学校や他地区公立学校等の学ぶ機会の提供や啓発活動などを支援する。
- ③ 東京都教育庁小笠原出張所との連携・協力を深め、小笠原村の教育行政全般の充実に努める。